平成２５年（フ）第１９２号
兵庫県芦屋市岩園町23番45―206号
破産者　藤井　憲和
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
兵庫県三木市自由が丘本町３丁目109番地
破産者　山本美智子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
神戸市北区山田町下谷上字梅木谷23番地の16203号、従前の住所神戸市北区八多町附物869番地の２　グリーンハイツ101号
破産者　小山　一生
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市下坂部３丁目18番３―1003号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市神崎町16番21号
破産者　濱田　麻里
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６５号
兵庫県加古川市野口町水足283番地の２　エミールハイツⅡ―102号、開始決定時の住所兵庫県加古川市野口町長砂737番地の22
破産者　大塚　行彦
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８０号
兵庫県高砂市今市１丁目５番30―103号　ラフィネメゾン、開始決定時の住所兵庫県高砂市竜山２丁目１番47号
破産者　平岡　和博
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９１号
高知市上町４丁目３番４号
破産者　竹村　清吉
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９２号
高知市上町４丁目３番４号
破産者　竹村　牧子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１５号
北九州市八幡西区幸神２丁目９番１―507号
破産者　平木　　忠
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９０号
新潟市東区紫竹４丁目21番10号　エスポアールＡ棟205号、前住所新潟市中央区関屋新町通２丁目96番地13　関新ハイツ208号
破産者　児玉　香織（旧姓池田）
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
石川県加賀市大聖寺敷地ヲ71番地２、開始決定時の住所石川県加賀市塩浜町り28番地
破産者　庄田　　稔
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４１２号
山梨県韮崎市穴山町236番地１　県営住宅韮崎団地４棟403号
破産者　小林　史明
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
山梨県甲府市大里町4005番地１　Ｓ－ｎｅｔ101
破産者　内藤　好晴
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
愛知県みよし市三好町上143番地
破産者　川西　雅彦
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
京都市伏見区横大路下三栖城ノ前町82番地１　レ・タン・ドゥ・ラ・メールＣＫＩ601
破産者　小野　貴弘
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
京都市北区大北山原谷乾町19番地171　パラドール北山502号
破産者　千葉　春二
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
京都市北区大北山原谷乾町19番地171　パラドール北山502号
破産者　千葉美惠子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県西宮市染殿町10番13―301号、前住所兵庫県尼崎市元浜町３丁目40番地の10
破産者　天知　良晴
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係